

## 第1 自転車の特徴

## 1 道路交通法における自転車の定義

道路交通法は、軽車両は車両に該当するものとした上で(道交2①八)、この軽車両の具体例の一つとして自転車を挙げています(道交2①十一イ)。

そして、自転車については、道路交通法2条1項11号の2において、「ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運動する二輪以上の車(レールにより運動する車を除く。)」であつて、身体障害者用の車、小児用の車及び歩行補助車等以外のもの(原動機を用いるものにあつては、人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するものを含み、移動用小型車及び遠隔操作により通行させることができるものを除く。)」とされています(なお、この定義は、令和4年法律32号改正による変更後のものです。この改正法の施行日は、公布の日(令和4年4月27日)から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日とされています)。

この定義では、「二輪以上の車」であることが要求されていることから、いわゆる一輪車については道路交通法上の自転車に該当しないことになります。

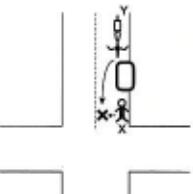
また、道路交通法2条1項11号の2では、道路交通法上の自転車には「人の力を補うため原動機を用いるものであつて内閣府令で定める基準に該当するもの」も含まれるものとされています。この「人の力を補うため原動機を用いるもの」は、いわゆる電動アシスト自転車を意味し、

点を直進しようとしていた。

Y運転自転車は、相当程度の速度で、南北道路を北から南に向かって進行していた。

Y運転自転車が事故現場交差点に差し掛かった際、Yは前方の停止車両の陰からXが出て来たのを見た。

Yは、X発見後、直ちにハンドルを右に転把してXを避けようとしたが、避けきれずにY運転自転車とXが衝突した。



## 当事者の主張

## Yの主張

Yは、Xが信号機も横断歩道もない交差点を横断するに際して、道路の左右の安全を確認することなく漠然と車道を歩行して交差点内に進入したこと等を理由に、50%以上の過失相殺をすべきであると主張した。



